

## 障害者優先調達推進法に基づく平成 28 年度調達方針の策定について

平成 28 年 5 月 17 日  
健康福祉部障がい福祉課

## 1 これまでの取組状況

平成 25 年度から施行された障害者優先調達推進法に基づき、県では、平成 25 年度以降、毎年、調達方針を策定し、障害者就労施設等への優先的な調達に全庁的に取り組んできました。

その結果、平成 25 年度及び平成 26 年度の調達実績は、調達目標を上回ることになりました。

また、平成 27 年度の調達実績についても、調達目標 58,000 千円を上回る見込みとなっています。  
(単位：千円)

	25 年度		26 年度		27 年度
	目標	実績	目標	実績	目標
障害者就労施設等	12,700	30,586	20,300	31,666	24,100
障がい者雇用促進企業等	38,000	47,603	33,900	49,027	33,900
計	50,700	78,189	54,200	80,693	58,000

## 2 平成 28 年度調達方針

平成 28 年度の調達目標については、平成 28 年度予算を踏まえて全所属で検討した調達目標及びこれまでの調達実績を参考にして、73,000 千円以上とします。また、社会的事業所に係る調達目標を設定します。(内訳別紙)

## 3 今後のスケジュール

- ・平成 28 年 5 月 17 日 県障がい者支援施策総合推進会議にて調達方針決定
- ・平成 28 年 5 月～ 平成 28 年度調達方針に基づく優先調達の推進
- ・平成 28 年 6 月 平成 27 年度調達実績の公表